

## 令和5年度一般財団法人久留米市開発公社収支予算

(総則)

第1条 令和5年度一般財団法人久留米市開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収益的収入	676,485千円
収益的支出	718,321千円 (事業原価 605,565千円 を含む)
当期利益	△ 41,836千円

2 収益的収入及び支出の款項の区分及び当該区分ごとの予定額は、「第1表収益的収入及び支出」による。

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入	0千円
資本的支出	66,620千円
収支差額	△ 66,620千円

2 資本的収入及び支出の款項の区分及び当該区分ごとの予定額は、「第2表資本的収入及び支出」による。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、収益的支出の事業原価から補填するものとする。

3 土地売却の増加等によって、収益的収入の1款事業収益及び2款事業外収益の予定額を上回って収入された場合は、その上回って収入された金額の範囲内において1款資本的支出の予定額を上回って支出することができる。

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
(仮称)藤光東部産業団地事業委託料	令和5年度から令和6年度まで	63,014 千円

(借入金の限度額)

第5条 借入金の限度額は30,000千円と定める。

ただし、限度額には借入金残額の返済に必要となる借入金(借り替え)は含まない。

(支出予定額の流用)

第6条 支出の予定額は、各項の間において相互にこれを流用できるものとする。

## 第1表

## 収益的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 益		<b>642,696</b>
	(1) 土 地 造 成 事 業 収 益	347,930
	(2) 附 帯 等 事 業 収 益	121,103
	(3) 公 社 会 館 賃 貸 事 業 収 益	18,253
	(4) 駐 車 場 事 業 収 益	7,720
	(5) 受 託 事 業 収 益	147,690
2 事 業 外 収 益		<b>33,789</b>
	(1) 受 取 負 担 金	31,004
	(2) 受 取 利 息	2,678
	(3) 雑 収 入	107
合 計		<b>676,485</b>

支 出

(単位:千円)

款	項	金 額
1 事 業 原 価		<b>605,565</b>
	(1) 土 地 造 成 事 業 原 価	430,103
	(2) 附 帯 等 事 業 原 価	18,629
	(3) 公 社 会 館 賃 貸 事 業 原 価	11,272
	(4) 駐 車 場 事 業 原 価	6,438
	(5) 受 託 事 業 原 価	139,123
2 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		<b>101,591</b>
	(1) 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	101,591
3 事 業 外 費 用		<b>6,165</b>
	(1) 支 払 利 息	6,165
4 予 備 費		<b>5,000</b>
	(1) 予 備 費	5,000
合 計		<b>718,321</b>

(単位:千円)

当 期 利 益 ( 収 入 - 支 出 )	<b>△ 41,836</b>
-----------------------	-----------------

第2表

資本的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		0
	(1) 借 入 金	0
合	計	0

支 出

(単位:千円)

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		66,620
	(1) 土 地 造 成 事 業 費	0
	(2) 関 連 施 設 整 備 事 業 費	0
	(3) 固 定 資 産 取 得 費	0
	(4) 借 入 金 償 還 金	66,620
合	計	66,620

(単位:千円)

収 支 差 額 ( 収 入 - 支 出 )	△ 66,620
-----------------------	----------